

国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

〔愛称〕

～ 40歳を超えて、政策支援を受けられない方へ、
加入期間が短くても老後の備えは間に合います！ ～

保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金へは、

- ① 国民年金第1号被保険者で、
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- ② 年間60日以上農業に従事し、
- ③ 60歳未満
の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※ 脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	加入年数		保険料月額 4万円の場合	保険料月額 6万7千円の場合
40歳	20年	男性	58万円	98万円
		女性	50万円	84万円
50歳	10年	男性	27万円	46万円
		女性	24万円	40万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。
運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料控除分の税額(所得税・住民税)試算 ◆

課税対象所得と税率		農業者年金の保険料の支払い額	
課税対象所得	税率	月額4万円 (年額48万円) の場合	月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円

(注) 保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。
保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

◆ 農業者年金に加入した場合と未加入の場合の所得税・住民税の比較 ◆

ケース1

課税所得が150万円(税率15%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額4万円、年額48万円

- ① 農業者年金に未加入
 $150万円 \times 15\% = 22万5千円$
- ② 農業者年金に加入
 $(150万円 - 48万円) \times 15\% = 15万3千円$

<差額>

①-②=22万5千円-15万3千円=7万2千円

ケース2

課税所得が300万円(税率20%)の場合の税額
農業者年金の保険料月額6万7千円、年額80万4千円

- ① 農業者年金に未加入
 $300万円 \times 20\% = 60万円$
- ② 農業者年金に加入
 $(300万円 - 80万4千円) \times 20\% = 43万9千2百円$

<差額>

①-②=60万円-43万9千2百円=16万8百円



お問い合わせ先 鏡野町農業委員会事務局(産業観光課内) 電話(0868)54-2987